

ソフトウェア（Senju Family）使用許諾契約書

本契約は、ソフトウェア「Senju Family」を使用されるお客様（以下「お客様」と略称します）と株式会社野村総合研究所（以下「NRI」と略称します）との、Senju Family 製品の使用許諾に関する契約です。お客様が本契約条項の全部又は一部に同意できない場合にはただちに本契約書及び Senju Family 製品をご購入元に返品願います。返品せずにお客様が Senju Family 製品を使用された場合には、その時点で、お客様は本契約条項による拘束を受けることに合意されたものとします。

第1条(定義)

本契約において、次の各号に定める用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- Senju Family
Senju Family とは、以下に記載のソフトウェアの総称です。
<https://senjufamily.nri.co.jp/library/senjufamilylineup.html>
- 本件ソフトウェア
NRI が発行する使用許諾証明書で指定される「Senju Family」のプログラムオブジェクトコード（ソースコードは含まれません）、それらのソフトウェアを記録した記録媒体、並びにこれらのソフトウェアについて NRI がお客様に提供したインストールガイド、ユーザーズガイドその他の関連ドキュメンテーションをいうものとします。また使用許諾証明書に複数の本件ソフトウェアが記載される場合には、本契約の規定は全て、記載された本件ソフトウェア全てに個々に適用されるものとします。
- 指定ハードウェア
本件ソフトウェアを使用するために必要となるコンピュータ機器及びその周辺機器であって、本契約及び使用許諾証明書に定める種類、台数等の範囲内で、お客様がお客様の責任において設置するハードウェアをいうものとします。
- インストール及びインストール数
本件ソフトウェアの「インストール」とは本件ソフトウェアをコンピュータ機器等に複製し、稼働又は使用の準備を行なえる状態にすることをいうものとします。また「インストール数」とは、インストールされた本件ソフトウェアの複製の総数をいうものとします。ただし、個々の複製について以下に定める稼働が可能 な場合には、(1)及び(2)に定める数の総和をもってインストール数というものとします。

- 当該複製を複数のコンピュータ機器等が共有して稼働することが可能な場合には、当該共有しているコンピュータ機器等の総数。
- 1 つのコンピュータ機器等が当該複製から本件ソフトウェアを同時に複数起動して稼働することが可能な場合には同時稼働が可能 なコンピュータ機器等の最大数。

- 稼働及び使用
本件ソフトウェアの「稼働」とは、本件ソフトウェアをコンピュータ機器及びその周辺機器においてソフトウェアとして動作させることをいうものとし、本件ソフトウェアによる情報の入力、編集、コンピュータ機器及び周辺機器間の情報の伝送、蓄積、ディスプレイ等への表示、投影、紙面へのプリントアウト、記録媒体への記録、読み出しを行うことも含むものとします。また「使用」とは、本件ソフトウェアを稼働させることにより、本件ソフトウェアの機能及び性能をお客様の特定の目的に利用することをいいます。
- 指定システム
本件ソフトウェアの使用許諾証書に「指定システム」として記載される記号及び番号をいひ、本件ソフトウェアは全て、当該記載された指定システムに「属する」とします。本件ソフトウェアは、必ずいずれか 1 つの指定システムに属するものとし、2 つ以上の指定システムに属するものではないものとします。

第2条(使用許諾)

- 一般使用条件
NRI は、お客様に対し、次の各号に定める条件のもとに、本件ソフトウェアの使用を許諾します。
 - 対象業務
本件ソフトウェアは、お客様の社内において①お客様自身の業務及びデータ処理（以下お客様の「通常業務」といいます）の目的及び②通常業務の実行に必要なシステムの開発、試験及び当該システムの維持管理（以下お客様の「開発業務」といいます）の目的の範囲においてのみ使用するとします。ただし、お客様の関連会社（ただし関連会社とは金融商品取引法並びに商法特例法に定められた①お客様の親会社、②お客様の子会社及び③お客様の親会社の他の子会社、のいずれかに該当する会社をいうものとします）の通常業務又は開発業務については、当該業務を、それぞれお客様の通常業務又は開発業務の一部とみなすものとし、その目的の範囲においても本件ソフトウェアを使用することができるものとします。
 - 業務委託
お客様が、前号に定めるお客様の通常業務又は開発業務を第三者に委託（以下当該第三者を「委託先」といいます）する場合には、委託先は、その委託の期間中に限り、且つお客様が委託した業務の目的の範囲においてのみ、本件ソフトウェアを使用することができます。ただし、委託先は本契約に定められたお客様の制限及び制約を全て遵守するものとし、万一委託先がその一つにでも違反したときは、その責はお客様が負うものとします。また NRI は委託先による要請等に応ずる義務は一切負わないものとします。
 - ライセンスの遵守
お客様は、本件ソフトウェアを、使用許諾証明書に定めた指定ハードウェアにおいて使用するものとします。ただし、指定ハードウェアについて機種、台数、CPU 数、オペレーティングシステム等の定めがある場合には、当該条件を常時全て同時に満たす範囲及び状態において使用するものとします。
 - インストール数の制限
お客様は使用許諾証明書に記載された本件ソフトウェアのライセンス数 1 あたり 1 つのインストールを行うことができます。また、お客様は本契約の定めを満たす限りにおいてインストールされた本件ソフトウェアを任意に消去し、その後再度インストールすることができます。
 - 指定システムの制限
お客様は、互いに同一の指定システムに属する本件ソフトウェア同士を、相互に接続し、又は組み合わせで使用することができますが、異なる指定システムに属する本件ソフトウェア同士を互いに接続し、又は組み合わせで使用することはできません。お客様が本件ソフトウェアの属する指定システムを変更しようとする場合には、NRI の所定の手続きに従うものとします。
 - バックアップ
お客様は、バックアップ目的に限り、本件ソフトウェアを複製することができます。ただし、各記録媒体につき複製は 1 部に限るものとします。お客様は特に定めのある場合を除き、本件ソフトウェアをインストールされた状態のままで複製することはできません。またお客様は、ハードコピーで提供されたドキュメント等については、目的にかかわらず複製することはできません。
 - 派生ソフトウェア
お客様は、本件ソフトウェアを他のソフトウェア製品と組合せて使用することができます。ただし、組合せによりできた派生的ソフトウェアに含まれる本件ソフトウェアの使用等の条件については、本契約の条件に従うものとします。また、この組み合わせ使用は、お客様の自己責任のもとに行われるものとし、組み合わせ使用中の本件ソフトウェア又は組み合わせによる派生的ソフトウェアについて NRI は一切の責任を負わないものとします。

第3条(第三者ソフトウェア)
本件ソフトウェアには、第三者が使用を許諾するソフトウェア（以下、「第三者ソフトウェア」といいます）が含まれている場合があり、NRI による第三者ソフトウェアの使用は、かかる第三者ソフトウェアに付随する使用許諾条件に拘束されるものとします。
なお、第三者ソフトウェアに関して、第三者ソフトウェアの使用許諾条件と本契約の内容が抵触した場合は、第三者ソフトウェアの使用許諾条件が優先するものとします。

第4条(設置及び検査)

- お客様は、自らの費用と責任において、指定ハードウェアを設置し、本件ソフトウェアを指定ハードウェアにインストールして使用するものとします。
- お客様は、本件ソフトウェアを受領した日から 3 カ月以内に、本件ソフトウェアを NRI より提供された本件ソフトウェアにかかるドキュメンテーションに記載された使用環境下において操作し、本件ソフトウェアの磁気の消失、落丁、乱丁又はその他の物理的欠陥及び NRI が作成した商品説明書に記載された機能との不一致（以下これらをまとめて「契約不適合」というものとします）の有無を検査するものとします。
- 前項によるお客様の検査によって、本件ソフトウェアに NRI の責任で生じた契約不適合が発見された場合には、NRI は、NRI の選択により、当該契約不適合のない本件ソフトウェアと交換し、又は NRI の定める期間内に当該契約不適合を修補するものとします。ただし全ての契約不適合を修補できることを保証するものではありません。
- NRI は、本件ソフトウェアに関する契約不適合責任として、本条に記載された責任以外の責任を負わないものとします。

第5条(保守サービス)

- お客様は、お客様の意思により、本件ソフトウェアについて NRI 又は NRI の指定する特約店と、別途保守サービスに関する契約（以下「保守契約」といいます）を締結することで本件ソフトウェアについての保守サービスの提供を受けることができます。
- 保守契約は指定システムごと、当該指定システムに属する本件ソフトウェア全てを対象とする一括契約としてのみ締結されるものとし、特に定めのある場合を除き指定システムの一部又は個々の本件ソフトウェアについて保守契約を締結することはできないものとします。
- 保守サービスの提供期間、場所、時間帯、料金及び保守サービスの内容等は、個々の保守契約書に定めるものとします。

第6条(使用状況の確認)
NRI は、年 1 回を限度として、本件ソフトウェアの使用状況を確認するため、最低 1 週間前にお客様に通知してお客様の同意のもとに、本件ソフトウェアを使用する指定ハードウェアの設置場所に立ち入ることができるものとします。

第7条(権利の帰属)
本件ソフトウェアに関する著作権などの知的財産権は、すべて NRI 及び NRI に対する権利許諾者が保有するものであり、本契約は、本件ソフトウェアに関する著作権などの知的財産権の全部又は一部をお客様に移転するものではありません。

第8条(権利侵害)

- 本件ソフトウェアが第三者の有する特許権（実用新案及び意匠権に基づく権利を含む。以下同様とする）又は著作権を侵害し、第三者から請求が行われた場合には、お客様が書面で速やかに請求の事実及び内容を NRI に通知し、調査その他必要な情報提供を行う等 NRI に協力し、且つ NRI がその防衛及び和解交渉について全権限をもつ場合に限り、NRI はお客様のためにこれを防衛し、且つ確定した損害賠償額、合理的な弁護士費用、その他の費用を負担するものとし、
- 前項の請求がなされた場合、又はそのおそれがあると NRI が判断した場合には、NRI は自己の費用負担で、本件ソフトウェアを継続使用できる権利を取得するか、侵害ととならない他の本製品と交換するか、又は侵害とならないよう本製品を変更するかいずれかの方法を選択することができるものとします。ただし、NRI がいずれの方法も採れないと判断する場合には、本件ソフトウェアの使用許諾料金より償却額を控除した使用許諾料金残額をお客様に払い戻すものとし、お客様は本件ソフトウェアのすべてを NRI に返却し、本件ソフトウェアの複製物を消去するものとします。この場合、いずれの当事者も、相手方に対する書面による通知により、本契約を終了することができるものとします。
- 前二項にかかわらず、NRI は次のいかなる場合についても責任を負わないものとします。
 - お客様が本件ソフトウェアに変更を加えたことに起因する場合。
 - お客様が本件ソフトウェアを NRI 以外の者が提供するプログラム又は装置と組み合わせ、且つ本製品単独では請求あるいは提訴の対象となり得なかった場合。
 - 本件ソフトウェアの本来予定しない使用、操作をしたことにより請求あるいは提訴がなされた場合、その他お客様の責に帰すべき事由により、請求あるいは提訴がなされた場合。
 - 本件ソフトウェアを日本国外において使用した場合。
 - 本件ソフトウェアがお客様の指示あるいはお客様指定の仕様に従って作成された場合。

第9条(料金及び支払)

- 本件ソフトウェアについての使用許諾料金は、別途見積書及び注文書にて定めるものとします。
- お客様は、本件ソフトウェアの使用許諾料金を、別途見積書及び注文書にて定める方法により、お支払いいただくものとします。

第10条(解除及び終了)

- 本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、解除され終了するものとします。
 - 「使用期間」指定のある本件ソフトウェアの使用期間が満了したとき。
 - 「利用料」指定のある本件ソフトウェアについて、「特定許諾条件「利用料」に関する覚書」が終了又は解除されたとき。
 - お客様と NRI が書面をもって合意解除を行うとき。
 - お客様又は NRI が本契約に違反し、かつ違反した当事者が、当該違反事由が特定された書面による通知を受領した日から 10 日以内に違反を是正しなかったとき。
 - お客様又は NRI が支払の停止、解散決議又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を行ったとき。
 - 自ら又は第三者を介して、相手方に対し、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき
 - 自らとその役員、重要な地位の使用人、主要な株主、主要な委託先若しくはこれらに準ずる者等（以下あわせて「自己の経営関係者等」といいます）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はその関係者、その他反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」といいます）であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力若しくは関与していることが判明したとき、又は自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき
- 本契約が終了した場合には、お客様は直ちに (1) 本件ソフトウェアの使用を中止し、(2) 本件ソフトウェア及びその全ての複製物を破棄、消去して、その旨 NRI に書面をもって通知し、又は NRI に返還し、また (3) 本件ソフトウェアについて貸与をうけた物品がある場合にはそれをすみやかに NRI に返還するものとします。この義務は、いかなる種類の媒体ないしコンピュータメモリー上に記録されているか、あるいは変更され又は他のものと組み合わせられているかを問わず、全ての形式の本件ソフトウェア並びにこれらの複製物に適用されるものとします。
- 本契約が NRI の責に帰すべき事由によらずに解除された場合には、お客様は使用許諾料金の返還を NRI に請求することができます。また、お客様又は NRI は、本契約違反により相手方当事者が生じた損害（合理的な額の弁護士費用及び第三者が本件ソフトウェアを不正使用した場合の使用許諾料相当額を含む）を賠償するものとします。

第11条(賠償責任)

- NRI は、つぎの各号に定める場合には、賠償責任を負わないものとします。
 - 本件ソフトウェアを使用した結果としてお客様が損害を被った場合
 - 本契約において NRI が責を負わないことを定めている場合
 - 本契約に定めるお客様の義務が履行されい場合
- 前項に定める場合を除き、本契約の履行に関して、NRI の責めに帰すべき事由に基づき、お客様が損害を受けた場合には、逸失利益を除く通常損害に限り、第 9 条に定める使用許諾料金額のうち既に NRI に支払済み金額の範囲内で、NRI はお客様に対して賠償の責を負うものとします。ただし、NRI は、いかなる場合においても、お客様又は第三者の特別損害（逸失利益、データの損失を含む）について責を負うものではありません。

第12条(譲渡)
お客様は、本契約及び本契約上の権利義務を、NRI の書面による事前の同意なく第三者に譲渡又は移転してはならないものとします。

第13条(輸出規制)
お客様は本件ソフトウェアを本邦外に輸出若しくは譲渡すること、又は本邦及びアメリカ合衆国の輸出管理規則若しくは他の輸出関連法規で禁じられた方法により使用することはできません。また、本件ソフトウェアが輸出統制品目に指定されている場合、お客様は、イラン、イラク、シリア、スーダン、リビア、キューバ、北朝鮮、セルビア等、本邦政府あるいはアメリカ合衆国政府が輸出を禁止している国の国民又は法人ではなく、且つこれらの国に居住又は所在していないこと、またお客様が本件ソフトウェアを使用あるいは受領することを輸出関連法規で禁止されていないことを、NRI に対して表明及び保証しなければなりません。

第14条(準拠法)
本契約は、日本国の法令に準拠して解釈されるものとします。

第15条(裁判)
本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条(別紙)
お客様及び NRI は、本契約締結後、お客様が注文書を NRI に交付し、NRI がこれに対する注文請書をお客様に交付することにより、本契約に定める本件ソフトウェアの内容を追加することができるものとします。本契約の規定は、別段の定めをしない限り、注文書・注文請書により追加された内容にも全て適用されるものとします。

第17条(協議)
本契約に規定のない事項並びに本契約に関する疑義については当事者が信義、誠実の原則に従って協議し、円満解決を図るものとします。

第18条(完全合意)
本契約の規定が、NRI が本件ソフトウェアの使用許諾に関して定める条件の全てです。第 2 条第 3 項に定める場合を除き、使用許諾証明書の交付以前になされた本契約内容に反する合意は口頭又は書面等の形式並びに基本契約、注文書等の様式及び名称の如何を問わず、これを適用しないものとします。

第19条(変更)
NRI は本契約の内容を予告無く変更できるものとします。

第20条(存続効)
本契約終了後（第10条により本契約が解除・終了された場合も含む）も第3条、第7条、第8条、第9条、第10条第2項及び第3項、第11条乃至第15条及び本条は、効力を有するものとします。

1994.11.1 制定

2020.12.1 改定

なお、本契約に関してご不明の点等ありましたら、下記宛にご連絡頂くようお願い申し上げます。

株式会社野村総合研究所 Senju インフォメーションセンター

E-Mail:senjuinfo@nri.co.jp TEL:0120-736-580



野村総合研究所
Nomura Research Institute